

学校版



目次

1. 本手引きについて	……P.2
2. 使用できる団体	……P.2
3. 使用できる時間	……P.3
4. 使用できる施設・照明使用料	……P.3
5. 設備一覧	……P.4
6. 使用上の注意	……P.5
7. 使用団体登録のながれ	……P.6
8. 使用について	……P.7
9. 使用の中止・変更について	……P.8
10. 緊急時の対応について	……P.8
11. 受付窓口について	……P.9
12. 学校の連絡先	……P.9



いちごいちえ 会とちぎ国体 2022

1. 本手引きについて

学校体育施設の開放は、学校教育上に支障がない範囲で行っています。

本手引きは市内小中学校の体育館、校庭及び武道場の使用について、使用申請等に関する流れをまとめ、円滑にご利用いただくための手引きとして作成いたしました。

利用者の皆様、関係者の皆様で運営の参考としてご活用いただければ幸いです。

2. 使用できる団体

使用できる団体については、次のように定めています。学校体育施設を使用する場合は、いずれかの団体である必要があります。(登録方法についてはP. 6をご覧ください。)

(1) 学校体育施設使用登録団体

次のことをすべて満たした団体です。

- ・矢板市内在住、在勤もしくは在学する者10人以上で構成されていること。
- ・責任者として成人が含まれていること。
- ・教育委員会の許可を得て登録されていること。

(2) 定期使用登録団体

定期的に体育施設を使用する市内スポーツ活動を目的としている団体で、市教育委員会の許可を得て登録を受けた団体です。団体は毎月15日～22日の間、次月の予約を優先的にすることができます。

(3) 学校特別認可クラブ

使用する学校の児童により構成され、学校長に活動の許可を受けたスポーツクラブです。

(4) その他

単発で利用される行政区の運動会や、地域の幼稚園、保育園の行事などの場合は別途ご相談ください。

参考

(開放の日時及び許可)

学校開放は、矢板市内に在住、在勤若しくは在学する者が10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体の責任者としての成人が含まれる場合に限り、許可するものとする。

矢板市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第5条第3項

3. 使用できる時間

次の時間のうち、学校教育に支障のない範囲で使うことができます。

なお申請は1時間単位となります。

区分		開放する日	開放する時間	
			4月～10月	11月～翌3月
校庭	夜間照明設備を有しない校庭	休業日	午前8時から 午後6時まで	午前9時から 午後4時まで
		休業日	午前8時から午後9時まで	
	夜間照明設備を有する校庭	休業日以外の日	午後6時から午後9時まで	
屋内体育館・武道場		休業日	午前8時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
		休業日以外の日	午後6時から午後9時まで	

(矢板市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第5条関係)

※日曜日の夜間の開放はありません。

※休業日とは、長期休暇等の学校の授業が無い日を指します。

4. 使用できる施設・照明設備使用料 ※令和3年4月1日～の使用料です

施設名	学校名	照明設備使用料（屋内）		照明設備使用料（屋外）	
体育館・校庭	矢板小学校	900円	450円	1400円	700円
	東小学校	400円		1300円	
	川崎小学校	400円			
	豊田小学校	400円			
	泉小学校	400円			
	片岡小学校	400円			
	乙畑小学校	400円			
	安沢小学校	400円			
	矢板中学校	1000円	500円		
	泉中学校	900円	450円	1000円	
	片岡中学校	900円	450円	1000円	
武道場	矢板中学校	300円			
	片岡中学校	300円			

(矢板市行政財産使用料条例第3条第2号関係)

5. 設備一覧

		矢板小	東小	川崎小	豊田小	泉小	片岡小	乙畑小	安沢小	矢板中	泉中	片岡中
	バスケットボール	大1面 小2面	1面	1面	1面	1面	1面	1面	1面	2面	大1面 小2面	大1面 小2面
面数	バレーボール	2面	1面	1面	1面	1面	1面	1面	2面(1面)	2面(1面)	2面(1面)	2面(1面)
	バドミントン	6面	2面	3面	2面	3面	2面	2面	2面	6面	3面	3面
	バレーボール支柱	2セット	1セット	1セット	1セット	1セット (かなり古い)	1セット	1セット	2セット	2セット	3セット	2セット
	バレーボールネット	2本	2本	1本	1本	1本 (かなり古い)	1本	1本	2本	2本	2本	2本
備品	バドミントン支柱	3セット	2セット	3セット	3セット (1つは可動式)	2セット (可動式)	2セット	3セット	2セット	5セット (2セットは可動式)	3セット	4セット (可動式)
	バドミントンネット	なし	3本	3本	3本	1本	2本	2本	なし	10本	4本	5本
	ソフトバレー補助支柱	4セット	なし	3セット	1セット 可動支柱で対応	2セット 可動支柱で対応	なし	2セット	なし	3セット 可動支柱で対応	なし	バドミントン 可動支柱で対応
	ソフトバレーネット	なし	なし	なし	なし	2本	なし	2本	2セット	なし	なし	2本
設備	バスケットゴール	吊り下げ式 移動式	吊り下げ式	吊り下げ式	移動式	吊り下げ式	吊り下げ式	移動式	吊り下げ式	吊り下げ リモコン式	吊り下げ式 備え付け	吊り下げ式 備え付け
	照明スイッチ	東側壁面	ステージ左	ステージ上北側	ステージ左	ステージ左	ステージ左	用具庫内	入り口って右	入り口	教官室	正面玄関

6. 使用上の注意

学校施設の開放によって学校教育に支障が生じることがないように、また、各団体が気持ちよく施設を使用することができるように、使用の際には以下の点に注意するよう、周知徹底してください。

1. 下履きと上履きを区別し、上履きのまま外へ出ないでください。また、下履きのまま上がらないでください。
2. 学校敷地内については全面禁煙です。敷地外で喫煙される場合は、必ず吸殻を持ち帰るようにしてください。敷地近辺での喫煙の自粛にもご協力ください。
3. 備品は大切に使用してください。使用した場合は、必ず元の位置に戻してください。
4. 使用後は必ず後片付け・清掃（モップがけ、グラウンド整備等）を責任をもち行ってください。
5. 使用後はすべての窓や玄関が施錠されているか確認してください。
6. 電気・水道等の節約にご協力ください。
7. 使用時間は準備片づけ等全てを含めた時間です。余裕をもって終了し、後片付けを行ってください。
8. ゴミ等は各自持ち帰ってください。
9. 幼児等の行動については、保護者が責任をもってください。
10. 利用中のケガや事故・盗難などについては責任を持ちかねますので、安全確保や保険への加入は使用団体で対応してください。
11. 無断で設備や用具を移動したり、所定の場所以外に立ち入ったりしないでください。
12. 使用中に建造物・設備・その他の器具等を破損・紛失した場合は、すみやかに生涯学習課及び学校へご連絡ください。（故意・過失の程度によっては全額負担していただきます）
13. 室内用ボール以外の使用は禁止です。また、金属バッドの使用、サッカー、フットサルも禁止です。
14. 使用しない場合（使用のキャンセル）は、国体・スポーツ局及び学校施設へ 8 日前までにご連絡ください。
15. 団体が管理する施設の鍵を紛失した場合は、すみやかに国体・スポーツ局へご連絡ください。
16. 火気の使用は禁止です。
17. 使用後は必ず照明を消してください。コイン式の照明の場合、使用後残り時間があっても点けたままにせず、強制消灯してください。
18. 学校や教育委員会の行事、施設・設備の状況等により、急遽、使用の中止をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

7. 使用団体登録について

(1) 団体登録申請書の提出

登録を希望される方は、以下の書類を生涯学習課スポーツ推進班へ提出してください。なお、団体登録の有効期限は当該年度の単年度とします。

提出書類

- (ア) 矢板市学校体育施設使用団体登録申請書
- (イ) 使用者名簿
- (ウ) 団体規約その他団体の活動内容がわかる資料
- (エ) 教育委員会が必要と認めた場合、上記以外の資料

(2) 教育委員会での審査

提出された申請書類を教育委員会で審査します。

(3) 使用料の減免について

体育施設は受益者負担を原則として使用料をいただいております。学校体育施設につきましては、照明設備使用料となりますので、減免の対象とはなりません。市体育施設を使用する場合に減免を希望する団体は次の書類を提出し、教育委員会の審査・許可を受けてください。

提出書類（様式は生涯学習館窓口にあります。）

- (ア) 矢板市体育施設使用料減免申請書
- (イ) 団体の会則、要項など活動内容がわかるもの
- (ウ) 会員名簿
- (エ) 指導者名簿
- (オ) その他教育委員会が必要と認めた資料等

※書類に不備がある場合には、承認に時間がかかることがありますので、よく確認の上ご提出ください。

※定期使用団体に登録している場合には、(ア) (エ) のみご提出ください。

8. 使用について（矢板市公共施設予約システム）

（1）使用者登録

施設を使うためには、個人または団体の使用者登録が必要です。市教育委員会に申請書を提出してください。登録後は、インターネット上の予約システムから、施設の空き状況の確認、仮予約、仮予約の変更・取り消しができるようになります。なお、中学生以下が使用を希望する場合は保護者が登録、申請を行ってください。

※電話で空き状況の確認は可能ですが、予約は受け付けておりません。

対象	申請期間
学校体育施設使用登録団体	前月23日～使用の7日前まで
定期使用登録団体	前月15日～22日まで

（2）使用申請、使用料の支払い

予約システムで仮予約後、7日前までに窓口で使用申請し、使用料をお支払いください。使用料は前払いです。支払い後、使用許可書と領収書を受け取ってください。

（3）鍵の貸出

使用の3日前から生涯学習館内国体・スポーツ局窓口にて鍵が借りられます。開館時間はP.9をご覧ください。

※生涯学習館が休館の日（祝日・年末年始等）は貸出ができません。該当の日に使用する団体は必ず事前に鍵を借りてください。

（4）使用日当日

許可を得た時間は準備・片づけを含んだものです。P.5の使用上の注意を熟読のうえ、使用後は施錠、モップがけ等原状回復に努めてください。また、団体の荷物は都度持ち帰ってください。

（5）使用実績報告書の提出について

施設の使用後は鍵と合わせて報告書を提出してください。窓口が閉まっている場合は、鍵の返却ポストに投函してください。

定期使用登録団体の場合は、翌々月の申請時に当月分の報告書を提出してください。報告書の提出が無い団体の予約は受け付けることができません。

(6) 雨天時の使用について

雨天時のみに使用する申請は全般的に受理しませんが、学校体育施設については、7日前までに申請しなければならないため、その施設のグラウンドを使用する団体に限り事前の申請を受け付けます。ただし、体育館の照明設備使用料につきましては、申請時に前納していただきます。

9. 使用の変更・中止について

使用の変更・中止をされる場合は、すみやかに国体・スポーツ局と使用する学校にご連絡ください。

(1) 使用料の還付について

すでに使用料をお支払いただいている場合は、下記のとおりの対応となります。

変更・中止理由等	還付額	備考
前日～当日のキャンセル	還付無し	使用したものとします
2日前までのキャンセル	半額	翌月申請時に振替が可能です
施設の都合によるもの	全額	災害時、警報発令時など

矢板市体育施設設置及び管理条例施行規則第8条（平成17年教委規則第4号）

(2) 振替について

2日前までに申し出があった場合等、同一施設、同一団体の使用に限り別日に振替をすることができます。ただし、振替は翌月の申請時にすべて消化するものとし、翌月以降の振替はできません。また、学校体育施設の申請は使用日から7日前までとなっておりますので、他に使用を希望する団体のためにも、早めの連絡（8日前まで）をお願いいたします。

(3) 還付のながれ

使用料の還付を希望される場合は、以下の書類を提出してください。

- (ア) 体育施設使用取消（変更）申請書
- (イ) 体育施設使用料還付申請書
- (ウ) 体育施設使用許可書の写し
- (エ) 領収書の写し

教育委員会で審査を行い、体育施設使用料還付決定（却下）通知書を送付いたします。

10. 緊急時の対応について

事故が発生した場合、慌てずに落ち着いて対処してください。

参加者の安全確保を第一とし、怪我人等がいる場合は応急処置を行う、119番をする等の対応をしてください。

また日頃から緊急時の対応について団体内で話し合いの場を持ち、適切な初期対応をとれるよう努めてください。

物損してしまった場合、または発見した場合は後に使う方の安全のためにも、程度に関わらず学校と国体・スポーツ局へ必ず連絡してください。

11. 受付窓口について

学校体育施設の申請窓口は生涯学習館内国体・スポーツ局となっております。

下記の時間は開館しており申請等受付けておりますが、土日は日直の対応となるため、ご相談等ある場合は事前にご連絡をいただければと思います。大型連休、年末年始は休館日にご注意ください。

開館時間：火・水・木・金 8：30～19：00

月・土・日 8：30～17：00

祝日・年末年始 休館

12. 学校の連絡先

使用のキャンセルの際は連絡してください。使用の予約は国体・スポーツ局窓口でお願いします。

	学校名	電話	連絡先
1	矢板小学校	4 3 - 0 0 4 3	使用申請・問合せ 市国体・スポーツ局 4 3 - 6 2 1 8 (生涯学習課取次扱) 受付時間 (月土日) 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 (火~金) 8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0 ※祝日は休館
2	東小学校	4 4 - 2 5 1 5	
3	川崎小学校	4 3 - 0 2 6 5	
4	豊田小学校	4 3 - 0 3 3 2	
5	泉小学校	4 3 - 0 4 0 4	
6	片岡小学校	4 8 - 0 5 1 0	
7	乙畑小学校	4 8 - 0 6 1 0	
8	安沢小学校	4 8 - 1 0 0 5	
9	矢板中学校	4 3 - 0 1 4 4	
1 0	泉中学校	4 3 - 0 4 0 7	
1 1	片岡中学校	4 8 - 0 4 1 0	

製作・発行

矢板市教育委員会事務局 国体・スポーツ局

〒329-2165 矢板市矢板 106-2

Tel 0287-43-6218 (生涯学習課取次扱) Fax 0287-43-4436

e-mail sports@city.yaita.tochigi.jp